

公共職業訓練をやむを得ない理由により欠席した場合の手当の支給について - あっせんに対する措置結果 - (要旨)

以下の行政相談を受け、中国四国管区行政評価局におけるヒアリング結果を踏まえ、令和8年2月26日に厚生労働省に対しあっせんしたところ、同年3月31日に同省から下記の改善策を講じたとの回答がありました。

行政相談

私は、総務・経理の職種の公共職業訓練を受講している。求人票の職種欄に一般事務と記載された事業所の就職試験を受けるため公共職業訓練を欠席したところ、訓練職種に関連した就職試験とは認められず、手当が不支給となったことに納得できない。

ヒアリング結果 ※2労働局、4公共職業安定所をヒアリング

- 「訓練職種に関連」するかどうかの具体的な判断方法が示されていない。
- 労働局によって公共職業訓練の訓練科目に対する訓練職種に係る職業分類番号の設定が異なっている。

あっせん

- ① 訓練職種と就職試験の職種との関連性の判断が統一的なものになるよう、雇用保険に関する業務取扱要領を改正すること。
- ② 訓練科目に対する訓練職種を設定した表を作成する場合は、公共職業安定所間で判断に差が生じないように、都道府県等と連携し、都道府県労働局において可能な限り網羅的に設定・作成すること。

厚生労働省の措置結果

- 雇用保険に関する業務取扱要領を改正し、公共職業訓練等をやむを得ず欠席した日の取扱いについて、訓練職種に関連するかの判断基準を明確化。(令和8年4月1日施行)
- 都道府県労働局に対し、就職試験等と公共職業訓練生が受講している訓練等との関連については、厚生労働省職業分類小分類の区分を基に柔軟に判断すること、都道府県労働局において受講した訓練職種に関する一覧表を作成する場合は、可能な限り正確かつ網羅的に訓練に関連する職種を記載することを指示。(令和8年3月31日)
- 都道府県等に対し、受講した訓練職種に関する一覧表について都道府県労働局等から協議があった場合は、訓練コースの実態等に応じて正確かつ網羅的なものとなっているかの確認について協力を依頼。(令和8年3月31日)

(本件の問合せ先)

総務省 行政評価局 行政相談管理官室
電話：03-5253-5111 (代表)